

# 総合事務所設置計画

平成18年12月

鹿児島県

# 目 次

I	計画策定の目的	1
II	「組織機構改革方針」における基本的な考え方	1
1	所管区域の広域化及び総合事務所化	1
2	所管区域の広域化及び総合事務所化を図る出先機関	1
3	総合事務所の位置付け及び機能	2
4	総合事務所の所管区域	3
III	本計画で定める総合事務所化の内容等	5
1	法的な位置付け	5
2	位 置	5
3	名 称	6
4	役割及び組織上の位置付け	6
5	組織体制	7
6	駐在機関等の設置	9
7	熊毛支庁及び大島支庁の組織見直し	11
8	総合事務所としての機能を発揮するための取組	12
IV	総合事務所を設置する時期等	13
1	総合事務所を設置する時期	13
2	最終的な組織体制の確立時期	14
3	平成19年度に集約あるいは移転する出先機関	14
4	経過措置期間中の対応	15
V	その他の事項	17
1	総合事務所化にあたって考慮すべき事項	17
2	県民の方々への周知	18
3	職員の意識改革	18
【参考資料】	各所管区域毎の総合事務所化のイメージ	19

## I 計画策定の目的

県においては、県政を取り巻く内外の情勢が大きく変化しつつあることを踏まえ、組織機構改革の基本的な方向性を示す「組織機構改革方針」を平成17年12月に策定し、簡素で効率的な組織機構の整備を進めているところである。

この方針において、市町村、郡単位で所管区域を定める出先機関のうち、地域住民や市町村との関わりが深い業務、総合的な行政の推進により、より効果的な執行が期待される業務等を所管する出先機関については、所管区域を広域化するとともに、総合事務所化を図ることとしているものである。

本計画は、「組織機構改革方針」を踏まえ、総合事務所の位置や名称、組織体制、総合事務所設置に係るスケジュール等を明らかにし、出先機関の組織機構改革を円滑に実施するために策定するものである。

## II 「組織機構改革方針」における基本的な考え方

出先機関の総合事務所化については、「組織機構改革方針」において、①所管区域の広域化及び総合事務所化を図るとする基本的な考え方、②所管区域の広域化及び総合事務所化を図る出先機関、③総合事務所の位置付け及び機能、④総合事務所の所管区域について、その具体的内容を明らかにしている。

「組織機構改革方針」における出先機関の総合事務所化に係る主な内容は以下のとおりである。

### 1 所管区域の広域化及び総合事務所化

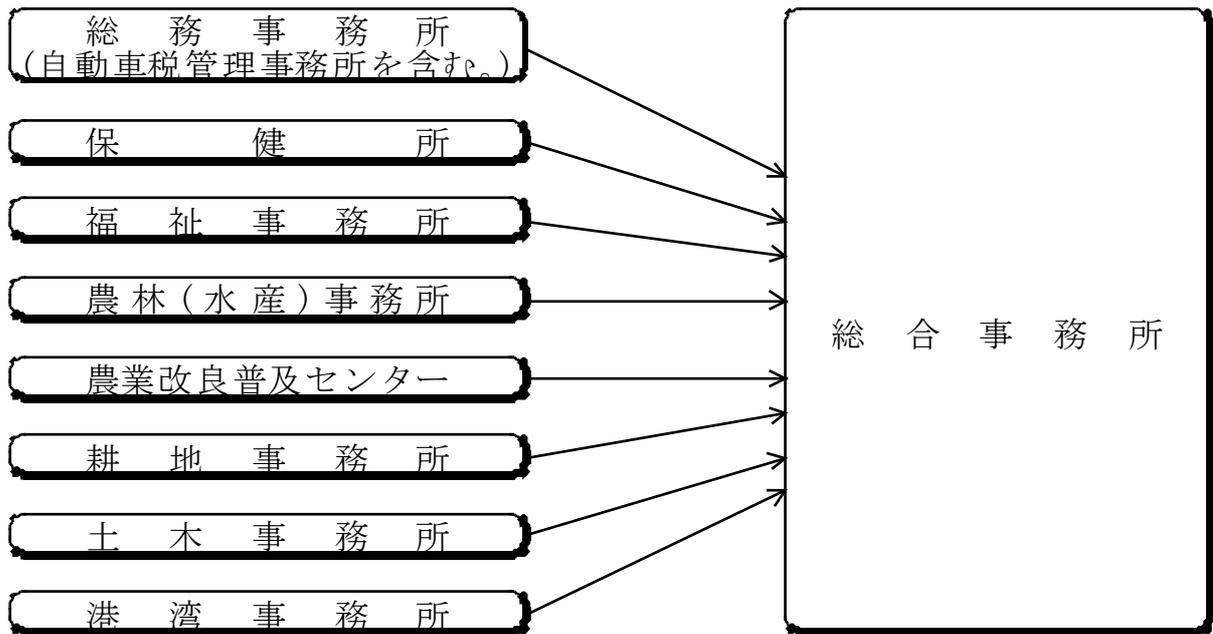
本県の出先機関は、行政の分野ごとに、個別に設置した所管区域の異なる縦割りの専門的出先機関を基本としており、出先機関の種類により設置数は異なっているが、出先機関を取り巻く情勢が大きく変化してきていることを踏まえ、所管区域の広域化を図る。

また、地域の特性に即した総合行政の推進、新たな行政需要への対応、地域住民の利便性の向上、効率的な組織運営等への対応が求められており、出先機関の所管区域の広域化に併せて、縦割りの専門的出先機関を集約し、地域における行政を総合的かつ効率的に推進するための総合事務所化を図る。

### 2 所管区域の広域化及び総合事務所化を図る出先機関

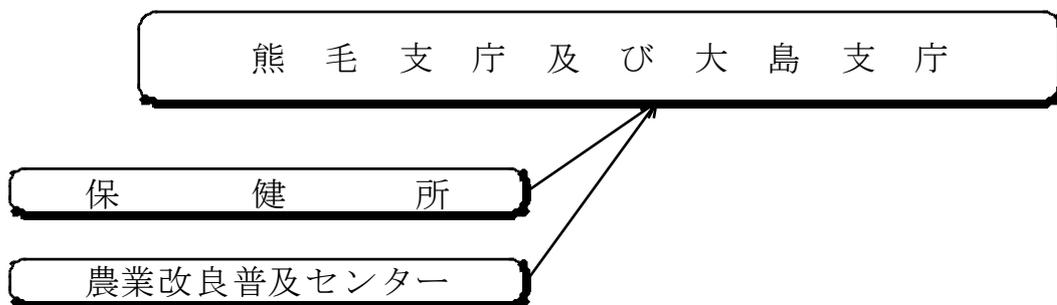
所管区域を広域化し、総合事務所化を図る出先機関は、①総務事務所（\*本計画においては自動車税管理事務所を含む。）、②保健所、③福祉事務所、④農林(水産)事務所、⑤農業改良普及センター、⑥耕地事務所、⑦土木事務所、⑧港湾事務所とする。

### 【総合事務所化のイメージ】



また、熊毛区域及び大島区域については、縦割りの専門的出先機関として設置している保健所及び農業改良普及センターを、熊毛支庁及び大島支庁の組織に統合する。

### 【熊毛支庁及び大島支庁の総合事務所化のイメージ】



## 3 総合事務所の位置付け及び機能

### (1) 総合事務所の位置付け

総合事務所は、地域の特性や住民ニーズに即した総合的かつ高度な行政を迅速に進めるための各地域における県政の総合拠点として位置付ける。

### (2) 総合事務所の機能

ア 地域の特性や住民ニーズに即した総合的な行政を推進する。  
また、行政の推進にあたって、市町村との幅広い連携を行う。

イ 今後想定される新たな行政需要に対し、迅速かつ的確な対応を行う。

ウ 県民に身近な行政サービス機関として、県民に直接関係する業務については、できる限り本庁から総合事務所へ権限を委譲し、ワンストップサービスの提供に努める。

エ 各地域における「共生・協働の地域社会づくり」等の新たな施策を推進する役割を担う。

オ 災害をはじめとする危機事象に対して、一元的な対応を行う。

カ 類似業務の集約等により、効率的な組織運営を行う。

#### 4 総合事務所の所管区域

県下を①鹿児島、②南薩、③北薩、④始良・伊佐、⑤大隅、⑥熊毛、⑦大島の7区域に区分する。

##### 【各所管区域の人口、面積、市町村数】

区 域 名	人 口(人)	面 積(k m <sup>2</sup> )	管轄市町村数			
			市	町	村	
①鹿 児 島	690,906	1,044.75	5	3	-	2
②南 薩	155,840	865.05	6	3	3	-
③北 薩	222,995	1,567.53	5	3	2	-
④始良・伊佐	246,214	1,371.68	7	2	5	-
⑤大 隅	262,837	2,103.57	9	4	5	-
⑥熊 毛	47,904	994.88	5	1	4	-
⑦大 島	126,483	1,240.23	12	1	9	2
合 計	1,753,179	9,187.69	49	17	28	4

注) 1 人口及び面積は平成17年国勢調査(確定値)による。

2 市町村数は平成18年4月1日現在

##### 【総合事務所の所管区域】

区 域 名	所 管 区 域
① 鹿 児 島	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市, 鹿児島郡
② 南 薩	枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 揖宿郡, 川辺郡
③ 北 薩	阿久根市, 出水市, 薩摩川内市, 薩摩郡, 出水郡
④ 始良・伊佐	大口市, 霧島市, 伊佐郡, 始良郡
⑤ 大 隅	鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市, 曾於郡, 肝属郡
⑥ 熊 毛	西之表市, 熊毛郡
⑦ 大 島	奄美市, 大島郡

【総合事務所の所管区域図】



### Ⅲ 本計画で定める総合事務所化の内容等

「組織機構改革方針」において既に明らかにしている内容を踏まえ、本計画においては、総合事務所の法的な位置付け、位置、名称、組織上の位置付け、組織体制等を定めるものとする。

#### 1 法的な位置付け

新たに設置する総合事務所は、地方自治法第155条第1項に基づく支庁及び地方事務所とする。

#### 2 位 置

##### (1) 位置決定の考え方

非常事態ともいえるべき危機的な財政状況を踏まえ、既存の庁舎を有効活用することを基本とした上で、庁舎が所在する市町の人口、交通の事情、他の官公署との関係及び庁舎の規模等を勘案し、総合事務所の当面の位置を決定する。

なお、今後、庁舎建て替えの必要が生じた場合は、所管区域の地理的状況や市町村合併の状況等も勘案し、総合事務所の位置を改めて検討する。

##### (2) 当面の位置

総合事務所は、当面、①鹿児島市（鹿児島合同庁舎）、②南さつま市（加世田合同庁舎）、③薩摩川内市（川内合同庁舎）、④加治木町（加治木合同庁舎）、⑤鹿屋市（鹿屋合同庁舎）、⑥西之表市（種子島合同庁舎）、⑦奄美市（大島支庁舎）に設置する。

##### (3) 分庁舎方式の採用

総合事務所については、各地域における県政の総合拠点として位置付けることから、総合事務所化を図る出先機関を一つの庁舎に集約することを基本とするが、総合事務所を設置する庁舎の規模等を踏まえ、必要に応じ、分庁舎方式を採用する。

### 【総合事務所及び分庁舎の位置】

区 域 名	総合事務所の位置	分庁舎の位置
①鹿 児 島	○鹿 児 島 市 (鹿児島合同庁舎)	▽日 置 市(伊集院合同庁舎) ▽鹿児島市(自動車税管理事務所庁舎)
②南 薩	○南さつま市 (加世田合同庁舎)	▽南さつま市(加世田保健所庁舎)
③北 薩	○薩摩川内市 (川内合同庁舎)	▽薩摩川内市(川内保健福祉合同庁舎)
④始良・伊佐	○加 治 木 町 (加治木合同庁舎)	▽霧 島 市(隼人保健福祉合同庁舎)
⑤大 隅	○鹿 屋 市 (鹿屋合同庁舎)	
⑥熊 毛	○西 之 表 市 (種子島合同庁舎)	
⑦大 島	○奄 美 市 (大島支庁舎)	▽奄 美 市(名瀬保健所庁舎)

### 3 名 称

総合事務所の名称は、それぞれの所管区域を明確にする観点から、各区域の名称を冠するとともに、地域の特性や住民ニーズに即した総合的かつ高度な行政を迅速に進め、各地域の振興を図る観点から、「地域振興局」とする。

なお、熊毛区域及び大島区域に設置する総合事務所については、現在の「熊毛支庁」及び「大島支庁」の名称が県民の方々に定着していることに鑑み、引き続き「熊毛支庁」及び「大島支庁」とする。

### 【総合事務所の名称】

区 域 名	総合事務所の名称
① 鹿 児 島	鹿 児 島 地 域 振 興 局
② 南 薩	南 薩 地 域 振 興 局
③ 北 薩	北 薩 地 域 振 興 局
④ 始良・伊佐	始良・伊佐 地 域 振 興 局
⑤ 大 隅	大 隅 地 域 振 興 局
⑥ 熊 毛	熊 毛 支 庁
⑦ 大 島	大 島 支 庁

### 4 役割及び組織上の位置付け

#### (1) 総合事務所及び本庁各部局の役割

総合事務所は、各所管区域内において、総合的に事務事業を執行するとともに、より地域住民の方々に身近なところで、直接サービスを提供する業務等を所管するものとする。

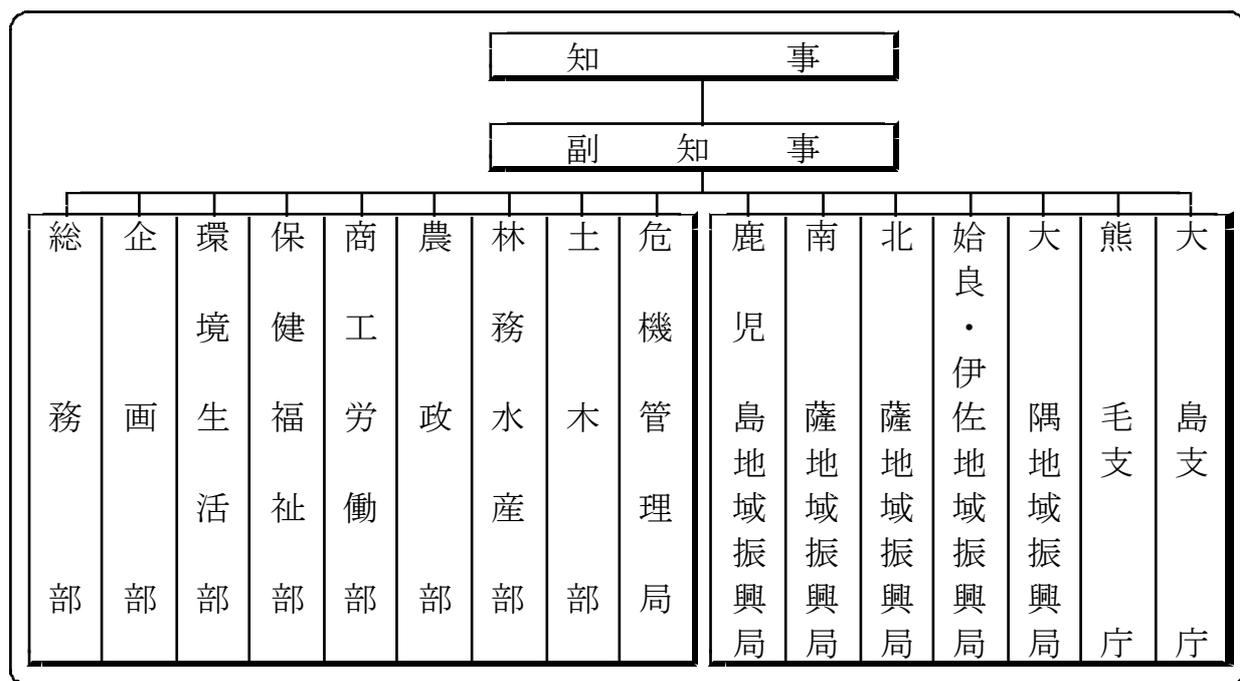
一方、本庁各部局は、それぞれの専門分野について、県下全域に関わる

施策や計画の立案，予算に関する業務等を所管するものとする。

## (2) 組織上の位置付け

総合事務所の所管業務は，総務行政，保健福祉環境行政，農林水産行政，土木行政と広範囲に及ぶものであり，地域の特性や住民ニーズに即した総合的かつ高度な行政を迅速に進めるための各地域における県政の総合拠点として位置付けることを踏まえ，組織上は本庁各部局と同格の位置付けとする。

### 【総合事務所の組織上の位置付け】



## 5 組織体制

### (1) 組織体制についての考え方

総合事務所の組織体制については，総合事務所化を図る出先機関の業務の類似性や独立性，総合事務所としての機能を十分発揮するための業務執行のあり方等を勘案するとともに，既に総合事務所的な機能を有している熊毛支庁及び大島支庁の状況等も踏まえて決定する。

### (2) 組織体制の内容

#### ア 部制の導入

類似業務や相互に関連性の高い業務等について，所管部署が相互に連携し，より効率的・効果的に業務を執行するため，総合事務所に部制を導入する。

設置する部は，総合事務所化を図る出先機関の所管業務の内容や業務の類似性，本庁の部局体制等を勘案し，①総務企画部，②保健福祉環境部，③農林水産部，④建設部（名称はいずれも仮称）の4部とする。

**【各部の主な所管業務】**

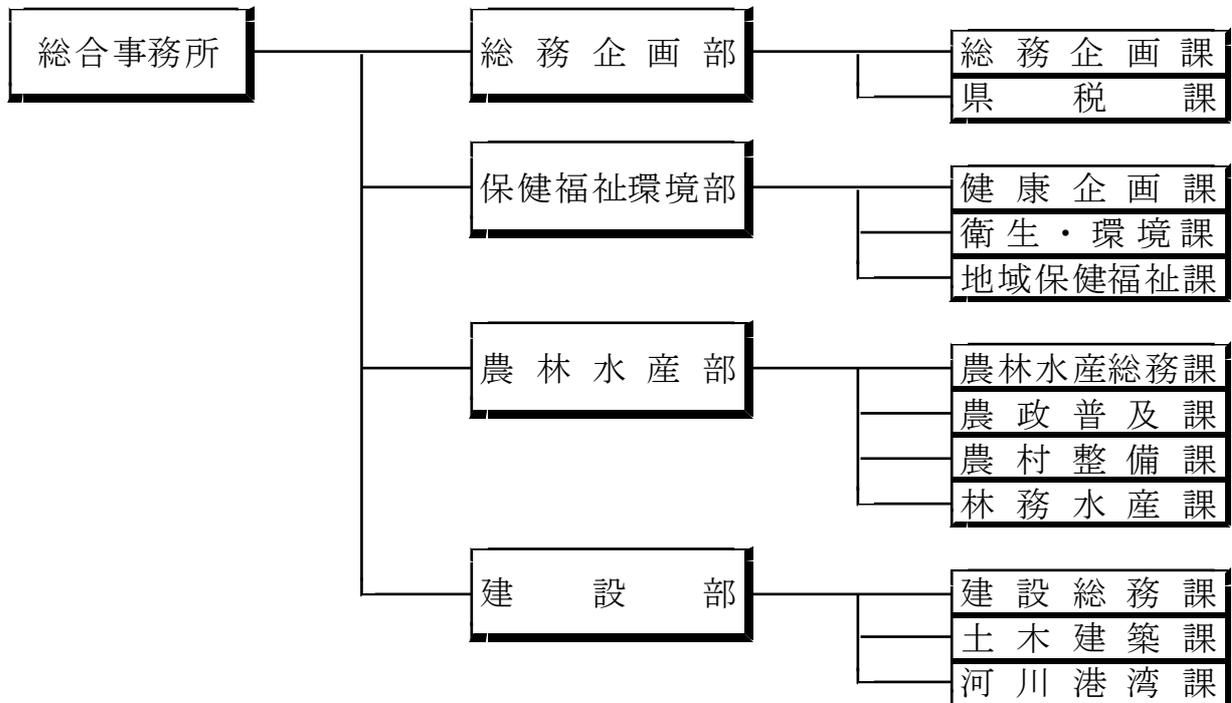
部 名	主 な 所 管 業 務
総務企画部	○ 総合事務所全体の総務及び企画関係業務 ○ 庁舎管理業務 ○ 県民生活関係業務 ○ 商工，労働及び観光関係業務 ○ 県税関係業務
保健福祉環境部	○ 保健関係業務 ○ 衛生及び環境関係業務 ○ 福祉関係業務
農林水産部	○ 農政及び農業改良普及関係業務 ○ 農村整備関係業務 ○ 林務水産関係業務
建設部	○ 土木建築関係業務 ○ 河川港湾関係業務

**イ 課の設置**

現在設置している縦割りの専門的出先機関の数，業務の類似性及び独立性，業務量，所管区域の特性等を勘案した課体制とする。

なお，課の設置数は総合事務所の規模や業務量等に基づき決定する。

**【総合事務所の標準的な組織体制】**



- 部名及び課名はいずれも仮称
- 上記は標準的な組織体制のイメージであり，課の設置数は総合事務所により相違

## 【分庁舎に設置する部】

分 庁 舎	設置する部
○ 伊集院合同庁舎(鹿児島区域) ○ 加世田保健所庁舎(南薩区域) ○ 川内保健福祉合同庁舎(北薩区域) ○ 隼人保健福祉合同庁舎(始良・伊佐区域)	○保健福祉環境部
○ 名瀬保健所庁舎(大島区域)	○保健福祉環境部の一部
○ 自動車税管理事務所庁舎(鹿児島区域)	○総務企画部の一部

## ウ その他

### (ア) 共通業務の部一元化

効率的・効果的に業務を執行する観点から、庶務業務や管理業務等については、当面、部毎の一元化を図る。

### (イ) 組織体制の簡素化

総合事務所は、現在の縦割りの専門的出先機関に比べ、大規模な組織となることから、迅速な意思決定がなされるようにすること等を勘案し、簡素で効率的な組織体制の整備に努める。

### (ウ) 迅速かつ効率的な業務執行

総合事務所は、多様な業務を総合的に所管することから、地域保健法などの法令に基づく業務をはじめ、各種業務の処理権限の明確化を図り、迅速かつ効率的な業務の執行に努める。

## 6 駐在機関等の設置

「組織機構改革方針」において既に明らかにしている考え方を踏まえるとともに、総合事務所までの所要時間、所管区域の面積及び所管市町村数など、各区域の特性等を勘案し、次の駐在機関等を設置する。

### 【参考】「組織機構改革方針」における考え方

出先機関の所管区域の広域化にあたっては、できる限り県民への行政サービスの水準が低下しないよう配慮することとし、必要な機能については、駐在機関を最小限設置するなど、円滑な業務執行体制の維持等に努めることとする。

【所管区域の実情等に応じて設置する駐在機関等】

所管業務	設置場所	主な設置理由
○ 総務事務所の業務の一部を所管	▽曾 於 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務事務所の所管業務のうち、旅券業務や納税証明書の発行業務等は、県民に直接サービスを提供するものであり、サービス水準を維持する必要がある。</li> </ul>
○ 保健所の業務の一部を所管	▽指 宿 市 ▽出 水 市 ▽大 口 市 ▽志 布 志 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所の所管業務のうち、各種相談窓口業務等は、県民に直接サービスを提供するものであり、サービス水準を維持する必要がある。</li> <li>災害をはじめとする危機事象発生時において、迅速に対応する必要がある。</li> <li>地域保健法及び厚生労働省告示により、保健所の所管区域は、保健医療計画に定める二次保健医療圏域と概ね一致した区域とすることが原則とされている。</li> </ul>
○ 農業改良普及センターの業務の一部を所管	▽日 置 市 ▽指 宿 市 ▽出 水 市 ▽さ つ ま 町 ▽大 口 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業改良普及センターの所管業務のうち、営農指導業務等は、現地で適時・適切に執行した方が効率的である。</li> </ul>
○ 土木事務所の業務の一部を所管	▽日 置 市 ▽指 宿 市 ▽薩摩川内市(甌島) ▽出 水 市 ▽大 口 市 ▽曾 於 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>土木事務所の所管業務のうち、公共土木施設の維持管理業務等は、現地で適時・適切に執行した方が効率的である。</li> <li>災害をはじめとする危機事象発生時において、迅速に対応する必要がある。</li> </ul>

## 【特定の行政目的を達成するために設置する駐在機関等】

所管業務	設置場所	設置理由
○ 畑地かんがい関係業務及び農業改良普及関係業務を一体的に所管	▽曾 於 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 曾於地区において大規模なかんがい排水事業等を推進中であることを踏まえ、事業の円滑な推進を図るとともに、事業効果を早期に発現させるための営農指導業務等を一体的に行う必要がある。</li> </ul> <p>〔◎ 「曾於畑地かんがい農業推進センター」(仮称)の設置〕</p>
○ 港湾関係業務の一部を所管	▽志 布 志 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 九州で唯一の中核国際港湾である志布志港については、新若浜地区の整備を推進中であることを踏まえ、現地で港湾管理業務及び港湾整備業務を行う必要がある。</li> </ul>

## 7 熊毛支庁及び大島支庁の組織見直し

### (1) 支庁の組織体制

熊毛支庁及び大島支庁については、縦割りの専門的出先機関として設置している保健所及び農業改良普及センターを支庁の組織に統合した上で、部制を導入するなど、新たな組織体制に改組する。

なお、支庁については、他の総合事務所に比べ所管人口が少ないことや、規模の大きい島々等に総合的な支所を設置していることを踏まえ、簡素な組織体制とする。

### (2) 支庁の総合的な支所の取扱い

#### ア 支所の取扱い

##### (ア) 屋久島事務所、喜界事務所、徳之島事務所及び沖永良部事務所

熊毛支庁及び大島支庁までの交通手段が限定されるとともに、所要時間が長いことに鑑み、今後とも継続して設置する。

なお、屋久島保健所及び屋久島農業改良普及センターは屋久島事務所の組織に、徳之島保健所及び徳之島農業改良普及センターは徳之島事務所の組織に、沖永良部農業改良普及センターは沖永良部事務所の組織に、それぞれ統合する。

## 【保健所及び農業改良普及センターの総合的な支所への統合】

①屋久島保健所 屋久島農業改良普及センター	⇒ ⇒	○屋久島事務所の組織
②徳之島保健所 徳之島農業改良普及センター	⇒ ⇒	○徳之島事務所の組織
③沖永良部農業改良普及センター	⇒	○沖永良部事務所の組織

### (イ) 瀬戸内事務所

大島支庁と同じ奄美大島に設置しており，道路整備が進み，大島支庁までの所要時間が飛躍的に短縮されつつある一方で，加計呂麻島，請島，与路島の3島も所管している状況にある。

こうした状況や所管する業務量を勘案するとともに，効率的な業務執行や行政サービスの水準を低下させないための配慮といった点を踏まえ，当分の間継続して設置するが，更なる道路整備の進捗状況等を踏まえ，支庁への集約を検討する。

### イ 支所の組織体制の見直し

保健所及び農業改良普及センターを支所の組織に統合すること等を踏まえ，組織体制の見直しを図るとともに，簡素で効率的な組織体制の整備に努める。

## 8 総合事務所としての機能を発揮するための取組

総合事務所は，地域の特性や住民ニーズに即した総合的かつ高度な行政を迅速に進めるための各地域における県政の総合拠点として位置付けることを踏まえ，その機能を発揮するための取組を行うものとする。

### (1) 県民サービスコーナーの設置

県民の利便性の向上や，積極的な情報提供による開かれた県政の推進を図るため，総務企画部総務企画課内に「県民サービスコーナー」（仮称）を設置する。

「県民サービスコーナー」においては，総合事務所の総合案内や県政に係る各種相談，各種申請への対応のほか，情報公開に係る一元的な対応等を行うとともに，県政や総合事務所の所管業務に関する情報を積極的に提供するものとする。

### (2) 地域行政懇話会の設置

地域の特性や住民ニーズに即した総合的な行政を推進するため，所管区域の市町村長，局長・支庁長及び各部長等を構成員とする「地域行政懇話

会」(仮称)を設置する。

「地域行政懇話会」においては、地域の特性や住民ニーズを的確に把握し、それらを施策に反映させるための市町村との情報交換を行うとともに、市町村との緊密な連携による効率的・効果的な業務執行のための調整等を行うものとする。

### (3) 企画調整会議の設置

総合的かつ高度な行政を迅速に進めるため、局長・支庁長及び各部長等を構成員とする「企画調整会議」(仮称)を設置する。

「企画調整会議」においては、各部が有する情報の共有化を図るとともに、部横断的な業務を執行するための調整、重要事項の協議・調整等を行うものとする。

### (4) 危機事象に対する一元的な対応

災害をはじめとする危機事象発生時において、局長・支庁長の下に災害に関する情報を迅速に集約し、本庁関係部局や市町村、防災関係機関等に伝達する体制をとるほか、局長・支庁長の指示に基づく迅速かつ効果的な災害対策の実施、市町村や防災関係機関等との連携の強化などにより、危機事象へのこれまで以上の一元的な対応に努めるものとする。

### (5) 権限委譲

総合事務所の所管とすることにより、県民の方々の利便性の向上や効率的な業務執行が図られる業務については、本庁各部局から総合事務所への権限委譲を推進するものとする。

### (6) その他の取組

各地域における県政の総合拠点の長である局長・支庁長が、所管区域内の情報を的確かつ迅速に把握するための体制を整備するほか、総合事務所をはじめとする県の出先機関が、緊密な連携の下に、効率的・効果的な業務執行等を行うため、総合事務所が所管区域内における出先機関の総合調整や連絡調整の役割を担う体制を整備するものとする。

## IV 総合事務所を設置する時期等

### 1 総合事務所を設置する時期

「組織機構改革方針」において、出先機関の所管区域の広域化及び総合事務所化については、平成18年度において、総合事務所化に向けた具体的なスケジュールを決定した上で、平成19年度以降速やかに実施するとしていることを踏まえ、平成19年4月1日に総合事務所を設置する。

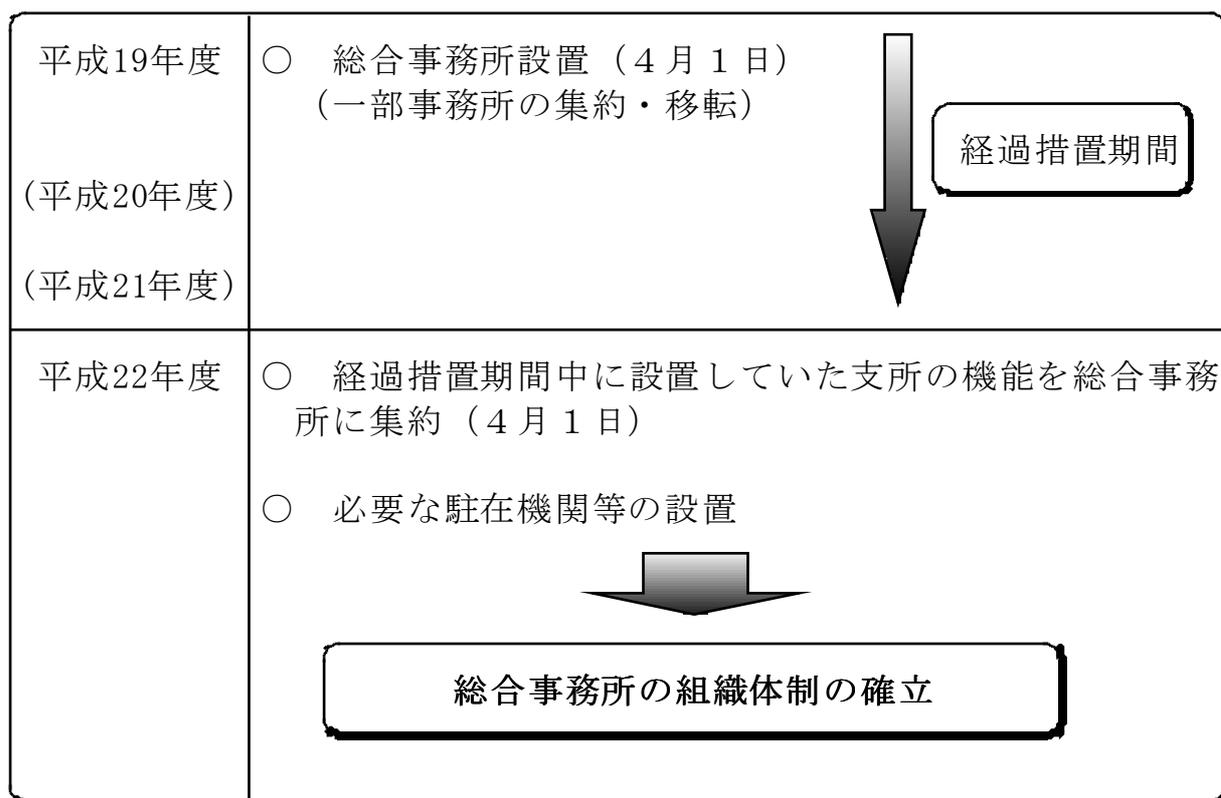
このため、総合事務所化を図るとしている全ての出先機関を、平成19年4月1日に総合事務所の組織に改組する。

## 2 最終的な組織体制の確立時期

総合事務所の組織体制を県民の方々に十分周知する必要があることや、総合事務所を設置する庁舎の規模等に鑑み、総合事務所の最終的な組織体制は、「集中改革プラン」に基づく取組み（平成17年度から平成21年度までの5年間）が終了した後の平成22年4月1日を目途に確立するものとする。

このため、平成19年度から平成21年度までの3年間は経過措置期間とし、新たな組織体制の県民の方々への周知を図るとともに、必要に応じ、最小限の庁舎改修を行うなど、組織体制の整備に向けた準備を進めるものとする。

### 【総合事務所の設置時期及び最終的な組織体制の確立時期】



## 3 平成19年度に集約あるいは移転する出先機関

総合事務所化を図る出先機関の所管業務の内容や、総合事務所を設置する庁舎及び分庁舎として活用する庁舎の規模等を勘案し、総務事務所や福祉事務所等について集約や移転を行う。

また、平成13年2月に策定した「農業改良普及所・土木事務所再編計画」に基づく再編が完了していない川辺農業改良普及センターについての集約を行う。

【平成19年度に集約あるいは移転する出先機関】

区 域 名	集約あるいは移転する出先機関
鹿 児 島	○鹿児島福祉事務所 ⇒ 伊集院合同庁舎へ移転 (保健福祉環境部の組織に改組)
南 薩	○揖宿福祉事務所 } ⇒ 集約した上で保健福祉環境部の組織に改組(加世田合同庁舎) ○川辺福祉事務所 }  ○川辺農業改良普及センター } ○川辺農業改良普及センター川辺町駐在 } ⇒ 集約した上で農林水産部の組織に改組(川辺農業改良普及センター庁舎〈南さつま市〉)
大 隅	○大隅総務事務所 } ⇒ 集約した上で総務企画部の組織に改組(鹿屋合同庁舎) ○鹿屋総務事務所 } 〔* 集約に伴い、旅券業務や県税業務の一部を所管する駐在機関を平成19年度に大隅合同庁舎に設置〕  ○曾於福祉事務所 } ⇒ 集約した上で保健福祉環境部の組織に改組(鹿屋合同庁舎) ○肝属福祉事務所 }
熊 毛	○種子島農業改良普及センター(単独庁舎) ⇒ 種子島合同庁舎へ移転 (農林水産部の組織に改組)
大 島	○大島農業改良普及センター(単独庁舎) ⇒ 大島支庁舎へ移転 (農林水産部の組織に改組)

4 経過措置期間中の対応

(1) 支所の設置

平成19年度に集約や移転を行わない出先機関については、平成21年度末までの経過措置期間中は、その業務を所管する支所を現在地に設置する。

ただし、経過措置期間中も、可能な限り総合事務所における事務処理を一元的に行う観点から、一部の機能は平成19年度に総合事務所に集約する。

(2) さつま町への分庁舎の設置

北薩区域については、さつま町に農林事務所、農業改良普及センター及び耕地事務所を設置しているこれまでの経緯を踏まえ、経過措置期間中に限り、宮之城合同庁舎を暫定的な分庁舎とした上で、農林水産部を設置することとし、平成22年度において薩摩川内市に移転する。

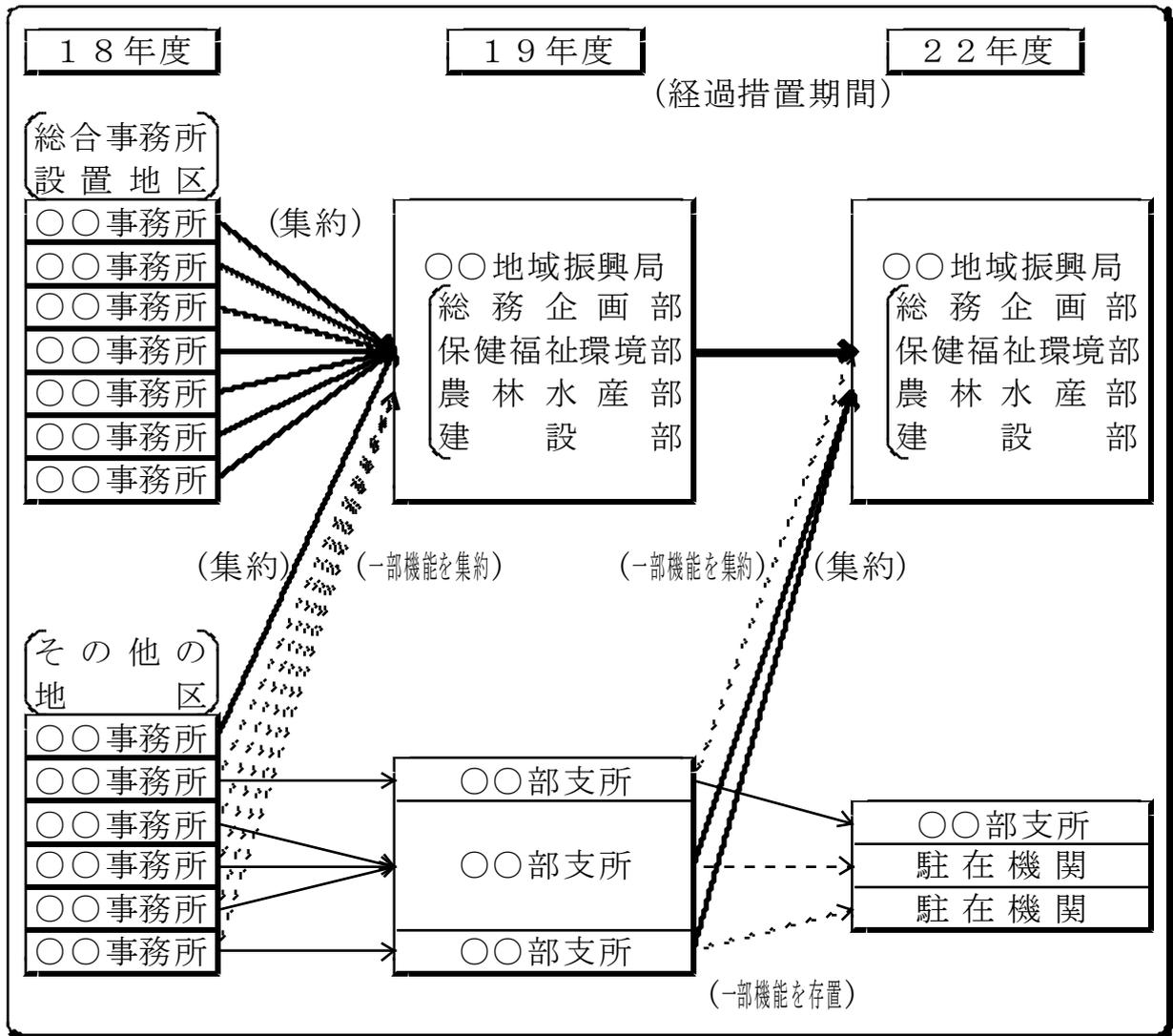
### (3) 湧水町への支所の設置

平成13年2月に策定した「農業改良普及所・土木事務所再編計画」に基づき再編することとしている栗野土木事務所については、県北部豪雨災害に伴う災害復旧を円滑に実施する必要があることに鑑み、経過措置期間中に限り、その業務の一部を所管する建設部支所を現在地に設置することとし、平成22年度において総合事務所に集約する。

#### 【経過措置期間中に設置する支所】

区 域 名	現在の出先機関	経過措置期間中の対応
鹿 児 島	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伊集院農林事務所</li> <li>○日置農業改良普及センター</li> <li>○伊集院耕地事務所</li> <li>○伊集院土木事務所</li> <li>○鹿児島港湾事務所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇農林水産部日置支所</li> <li>⇒ ◇建設部日置支所</li> <li>⇒ ◇建設部鹿児島港支所</li> </ul>
南 薩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指宿保健所</li> <li>○指宿農林事務所</li> <li>○指宿農業改良普及センター</li> <li>○指宿土木事務所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ ◇保健福祉環境部指宿支所</li> <li>◇農林水産部指宿支所</li> <li>⇒ ◇建設部指宿支所</li> </ul>
北 薩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出水保健所</li> <li>○出水農林水産事務所</li> <li>○出水農業改良普及センター</li> <li>○出水耕地事務所</li> <li>○出水土木事務所</li> <li>○川内土木事務所甑島土木出張所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ ◇保健福祉環境部出水支所</li> <li>◇農林水産部出水支所</li> <li>◇建設部出水支所</li> <li>⇒ ◇建設部甑島支所</li> </ul>
始良・伊佐	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大口保健所</li> <li>○大口農林事務所</li> <li>○伊佐農業改良普及センター</li> <li>○大口耕地事務所</li> <li>○大口土木事務所</li> <li>○栗野土木事務所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ ◇保健福祉環境部大口支所</li> <li>◇農林水産部大口支所</li> <li>⇒ ◇建設部大口支所</li> <li>⇒ ◇建設部湧水支所</li> </ul>
大 隅	<ul style="list-style-type: none"> <li>○志布志保健所</li> <li>○大隅農林事務所</li> <li>○曾於農業改良普及センター</li> <li>○大隅耕地事務所</li> <li>○大隅土木事務所</li> <li>○志布志湾港湾事務所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ ◇保健福祉環境部志布志支所</li> <li>◇農林水産部曾於支所</li> <li>* 経過措置期間中は、支所内の組織として「曾於畑地かんがい農業推進センター(仮称)を設置</li> <li>⇒ ◇建設部曾於支所</li> <li>⇒ ◇建設部志布志港支所</li> </ul>

【最終的な組織体制確立までのイメージ】



V その他の事項

1 総合事務所化にあたって考慮すべき事項

(1) 市町村への権限移譲

分権型社会にあっては、住民の方々に最も身近な基礎自治体である市町村が充実し、県と相互に補い合いながら住民の方々の福祉の向上にとともに取り組んでいくことが不可欠である。

このため、「住民に身近な事務は、可能な限り住民に身近な市町村において処理することが望ましい」という基本的な考え方のもと、県から市町村に対する権限・財源の移譲を推進する。

(2) 「共生・協働の地域社会づくり」の推進

社会経済情勢や価値観の変化に伴い、多様化・複雑化する県民ニーズに

対応するためには、県や市町村と地域における様々な主体が協働して、公共的サービスを提供する共生・協働の地域社会の形成が必要である。

このため、市町村とのより一層の連携を図りつつ、さらに積極的に「共生・協働の地域社会づくり」を推進する。

## **2 県民の方々への周知**

出先機関の所管区域の広域化及び総合事務所化を図ることにより、県の組織機構は大きく変わることから、県民の方々に、新たな組織機構について十分理解していただくことが重要である。

このため、総合事務所の位置や組織体制、所管業務等について、県の広報媒体等を活用し、積極的な周知を図るものとする。

## **3 職員の意識改革**

出先機関の総合事務所化を図り、新たな組織機構のもとで、効率的・効果的な業務執行体制を確立するためには、職員一人ひとりの意識改革が重要である。

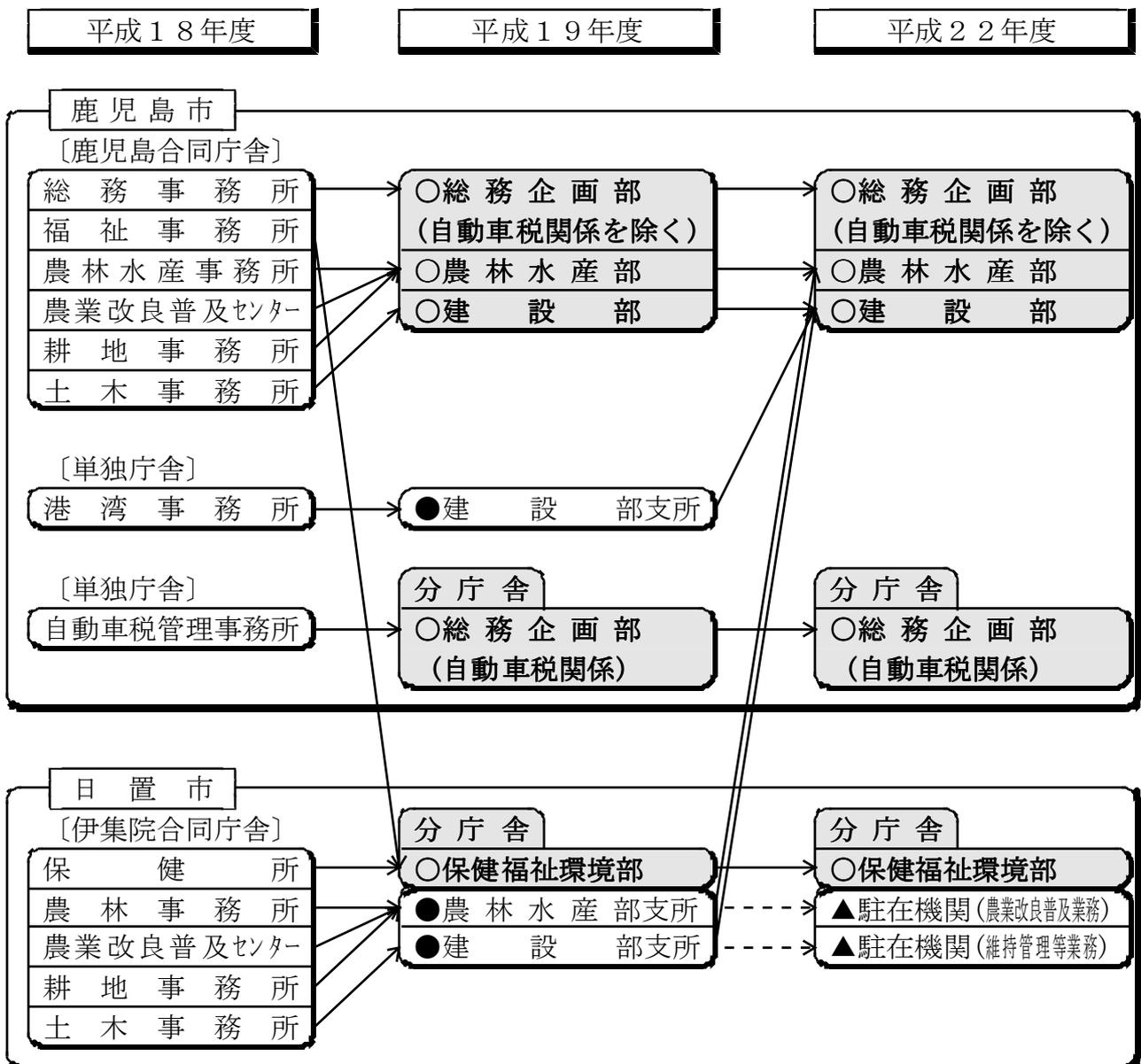
このため、職員は、総合事務所の位置付けや機能について十分理解するとともに、自らが果たすべき役割を十分認識し、幅広い視野のもとに職務を遂行するよう努めるものとする。

【参考資料】

各所管区域毎の総合事務所化のイメージ

- 1) ○は総合事務所又は総合事務所の一組織として設置  
 ●は支所として設置（一部の機能は総合事務所に集約）  
 ▲は駐在機関として設置（必要な機能を限定的に所管）
- 2) 経過措置期間中も、可能な限り総合事務所での事務処理を行う観点から、一部の機能は総合事務所に集約（以下の図においては表示を省略）

〔鹿児島区域〕



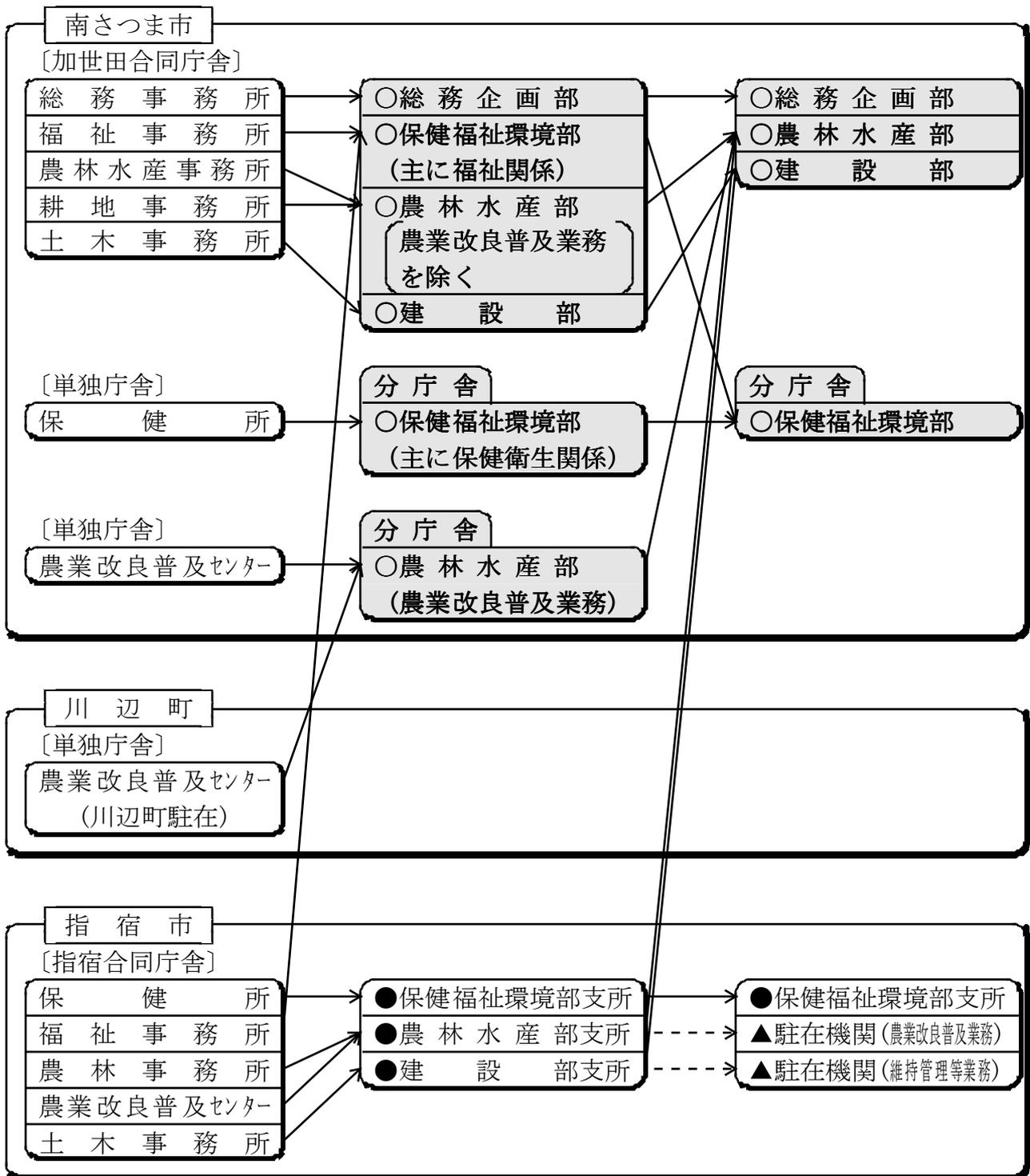
\* 始良保健所が所管する鹿児島郡に関する業務は、平成19年度に鹿児島地域振興局に移管

〔南薩区域〕

平成18年度

平成19年度

平成22年度



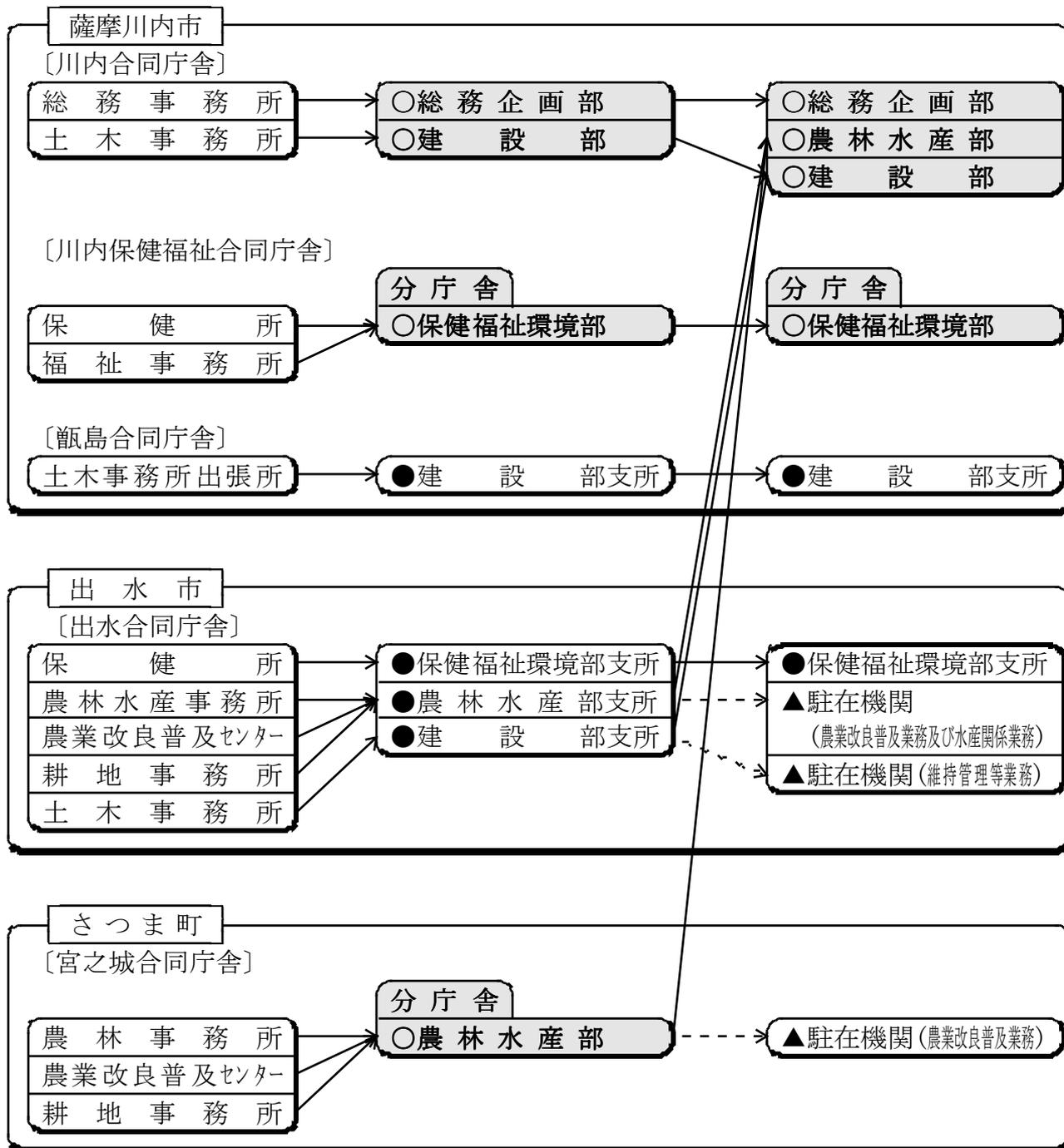
\* 鹿児島総務事務所及び鹿児島耕地事務所が所管する指宿市及び指宿郡に関する業務は、平成19年度に南薩地域振興局に移管

〔北薩区域〕

平成18年度

平成19年度

平成22年度

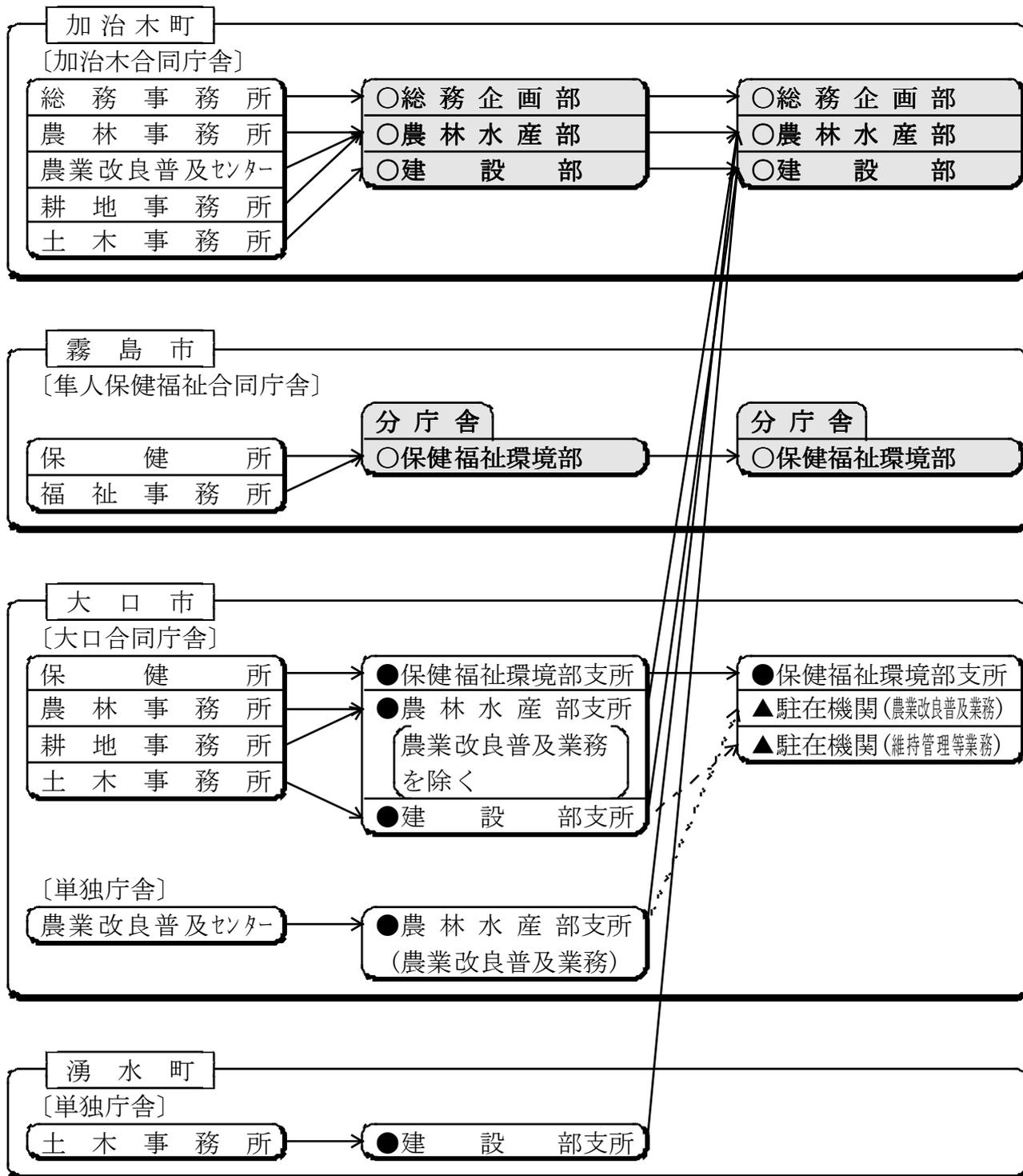


[始良・伊佐区域]

平成18年度

平成19年度

平成22年度

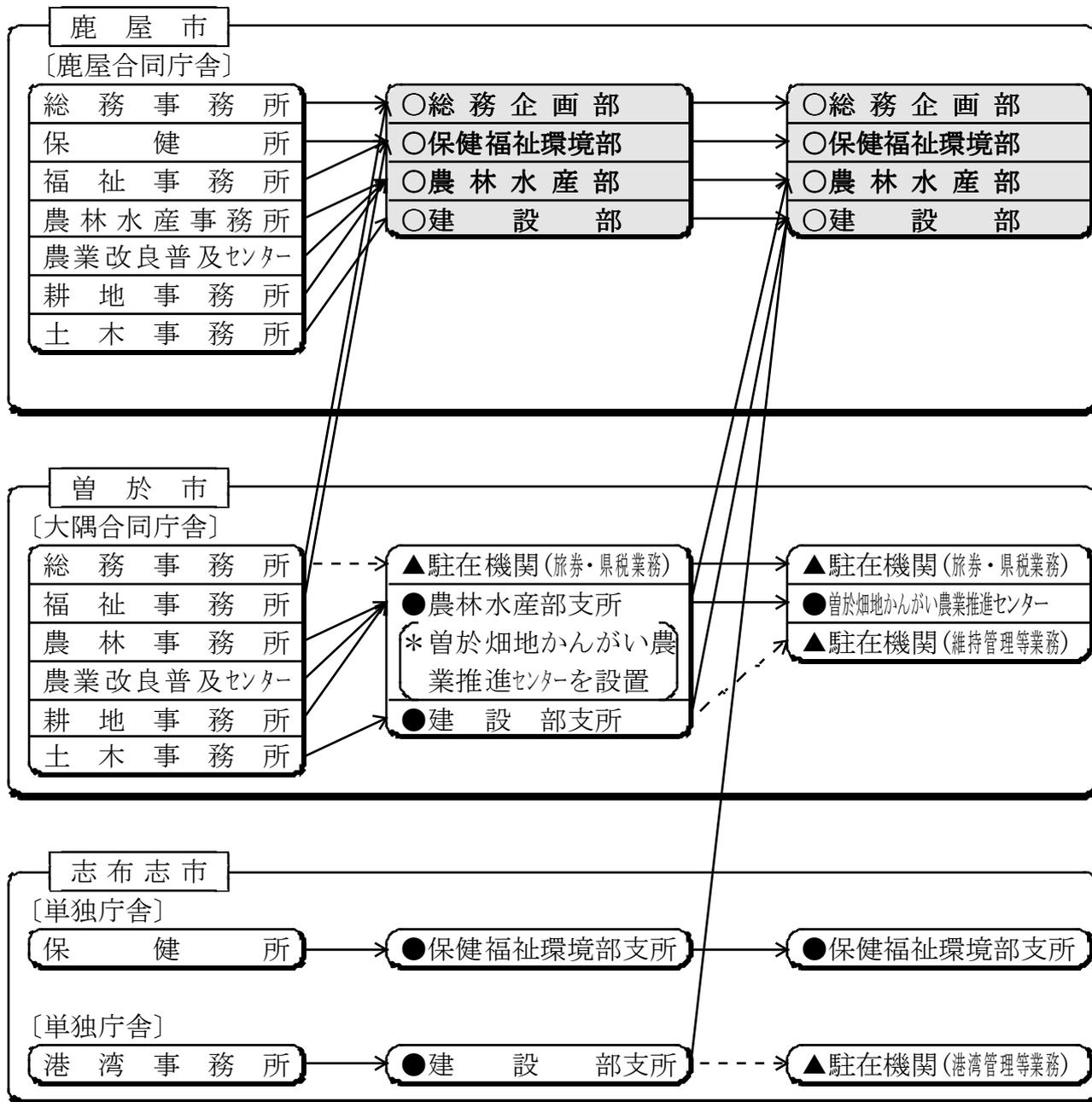


[大隅区域]

平成18年度

平成19年度

平成22年度

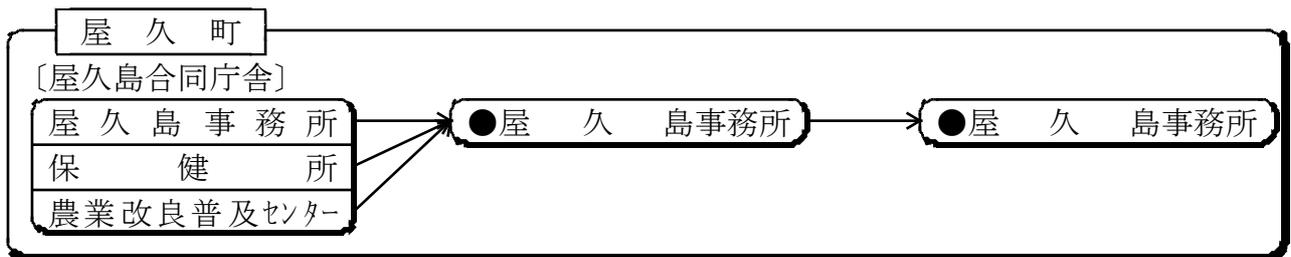
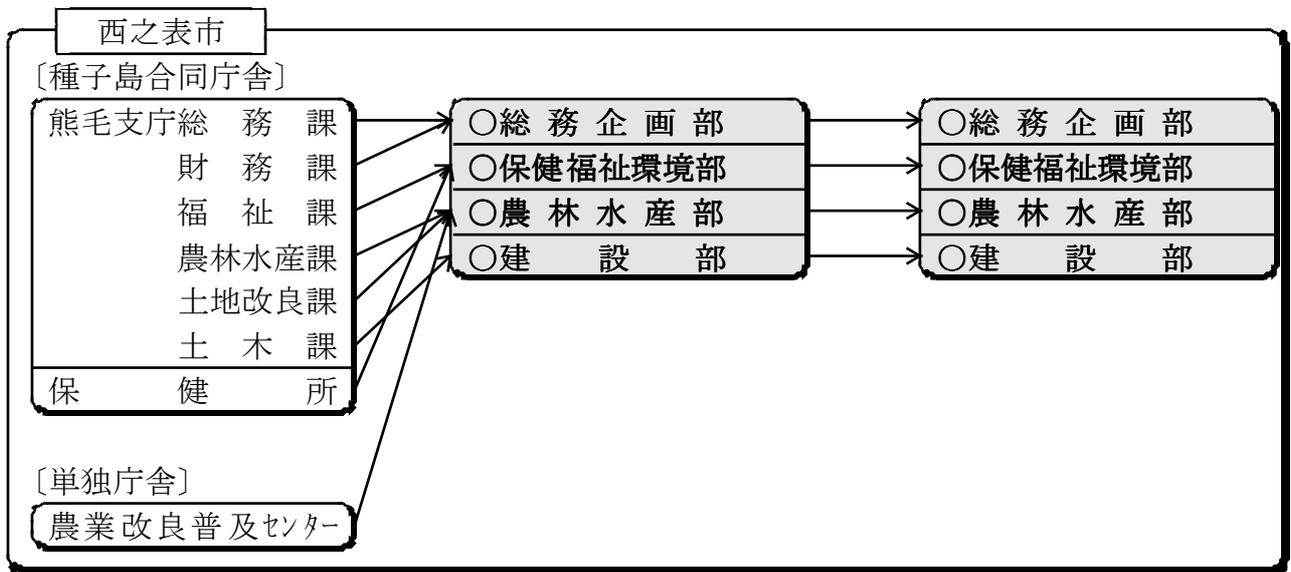


[熊毛区域]

平成18年度

平成19年度

平成22年度



[大島区域]

平成18年度

平成19年度

平成22年度

奄美市

[大島支庁舎]

大島支庁総務課  
 財務課  
 福祉課  
 農林課  
 商工水産課  
 土地改良課  
 土木課  
 河川港湾課

○総務企画部  
 ○保健福祉環境部  
 (主に福祉関係)  
 ○農林水産部  
 ○建設部

○総務企画部  
 ○保健福祉環境部  
 (主に福祉関係)  
 ○農林水産部  
 ○建設部

[単独庁舎]

保健所

○保健福祉環境部  
 (主に保健衛生関係)

○保健福祉環境部  
 (主に保健衛生関係)

[単独庁舎]

農業改良普及センター

瀬戸内町

[瀬戸内合同庁舎]

瀬戸内事務所

●瀬戸内事務所

●瀬戸内事務所

喜界町

[喜界合同庁舎]

喜界事務所

●喜界事務所

●喜界事務所

徳之島町

[徳之島合同庁舎]

徳之島事務所  
 農業改良普及センター

●徳之島事務所  
 (保健衛生関係を除く)

●徳之島事務所  
 (保健衛生関係を除く)

[単独庁舎]

保健所

●徳之島事務所  
 (主に保健衛生関係)

●徳之島事務所  
 (主に保健衛生関係)

和泊町

[沖永良部合同庁舎]

沖永良部事務所  
 農業改良普及センター

●沖永良部事務所

●沖永良部事務所